

令和4年度 6月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和4年 6月 6日 (月) 午前9時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 18人 欠席者 6人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	古賀 和則	欠席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	欠席	14番	本田 浩二	出席
3番	松下 茂	出席	15番	橋本 達男	出席
4番	田中 雄三	出席	16番	寺田 一義	出席
5番	橋本 昭憲	欠席	17番	寺田 宏澄	出席
6番	大川 定道	出席	18番	森園 文男	出席
7番	江頭 政寛	出席	19番	松永 淳	欠席
8番	鷺崎 和志	出席	20番	本村 一	欠席
9番	尊田 信明	出席	21番	副島 幸満	出席
10番	馬郡 文男	出席	22番	牛島 和昭	出席
11番	山内 しげ子	出席	23番	田中 節士	出席
12番	濱尾 種光	出席	24番	島田 忠誠	欠席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (3件)

報告第2号 農地法第5条制限除外について (1件)

報告第3号 農地所有適格法人について (1件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (2件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (5件)

議案第4号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について
委員会決定分(15件)

議案第5号 非農地証明願について 委員会承認分(1件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より令和4年6月の農業委員会定例総会を開催します。現在の出席委員は18名、欠席委員は6名、よって、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

刈取りも大麦、小麦ともに、また、各個人、各共乾ともに天候に恵まれ順調に終わった模様です。今後は田植えの準備、田植えと大変忙しい毎日が続きますが、どうか安全な作業をよろしくお願いいたします。また、今月は欠席者も多いようですが慎重な審議をお願い致します。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号	農地法第18条第6項による通知書について
報告第2号	農地法第5条制限除外について
報告第3号	農地所有適格法人について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
議案第5号	非農地証明願について

その他

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見をお願いします。また、議事に関する事以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき、23番田中節士委員さんと3番松下委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします

ます。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 4件 面積 7,892㎡

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号農地法第5条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号農地法第5条制限除外について、報告第2号農地法第5条制限除外（許可不要届）について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足説明をお願いします。

〇〇委員

申請地の周囲に農地はなく、また、アンテナが建てられてある農地の面積も極小であるため、影響はないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第2号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

〇〇委員

影響はないと言われましたが、南側に1446番地の畑があります。基地局を建てられるときにはこの畑の中を通ったりされると思いますが、迷惑がかかったりしないので

しょうか。

〇〇委員

1446番地は農地にはなっておりますが、何も耕作されておらず邪魔になる事はないと思います。

〇〇委員

遊休農地になるという事ですね。わかりました。

議 長

他に質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

続きまして、報告第3号農地所有適格法人について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号農地所有適格法人について説明する。

議 長

事務局より説明がありました、報告第3号で質疑のある方は挙手をお願いします。

〇〇委員

経営面積2.99ヘクタールは〇〇さんの農地ですか。

事務局

〇〇さんの農地は中原の石井地区に1.5ヘクタールほどあります。残りの約1.5ヘクタールは箕原地区に借りてあります。あとからの基盤法貸借権の議案にでてまいります。箕原地区の農地は遠縁にあたる方なので〇〇さんが借りて作られてあったのですが、農業をされていたご主人が亡くなられ新たな作り手を探されていたところ今回の法人への貸借となったわけです。

〇〇委員

〇〇さんとはどんな方なのですか。

事務局

〇〇さんは元々自動車修理業を起業されていて、〇〇さんも自動車販売業をされていきました。今回〇〇さんが〇〇さんの自動車修理工場の敷地、整備を買い取られた中で農業の話がでたわけです。

〇〇委員

売上高ですが、3年前より年々売上は減少しておりますし、3町位の規模ではたして売上があるものですかね。

事務局

今回農業に新規参入されるわけで、売上高は1年前、2年前の実績でなく、1年後、2年後の見込み、計画案です。修正をお願いします。売上を伸ばしていく為には当然経営面積も拡大していかなければならないと思います。農業委員会としては、法人には農地法の中で毎年事業年度末日から3カ月以内に定期報告をして頂くように義務づけられており、損益計算書にて売上報告をしてもらい、農地の保全と農業経営の助言を行なうことになっています。なぜ法人が報告書を提出して頂くのが義務づけられているかと言いますと、法人は会社経営なわけで限りがあるので借りた土地を途中で投げ出されたりした場合、農地の管理が大変になってくる為です。

〇〇委員

申請者の〇〇さんは、車屋をやられてあるという事ですが、農業もやられてあるのですか。

事務局

本人自体に農業経験はありません。〇〇さんが〇〇さんのお父さんにあたられますが、そちらがいくらかされてあったそうです。

〇〇委員

〇〇さんが中心になって農業はされるのですか。

事務局

県内の農業法人が、今回の法人立ち上げにあたって1年間にわたり話し合いをされ手をつくされてあり、サポートをしながら農業経営をされていかれます。

〇〇委員

農業への新規参入で農業法人となられるわけですか。

事務局

町内の場合だと元々農業をされてある方が法人を設立されるわけですが、今回のように全く別事業からの参入で時間を要したわけです。

〇〇委員

せっかく売上計画をたててあるのならば、経営計画も出してもらったらいかがでしょうか。

事務局

経営計画書も出してもらっております。あくまで経営計画といっても現状と将来の展望であり農業法人の届けに類似した程度のものですが。米麦中心にやって行くというも

のでした。

〇〇委員

事務局が計画書を見て、これなら妥当だろうと思われる内容でしたか。

事務局

今回の案件にかんしましては、事務局も別事業からの新規参入でありますし、米、麦、大豆の収益計画をみても大きいところはあるかとも思いますが、頭から駄目だとせず地域との調和もありますし、担当農業委員さんには注目して頂き、声かけをお願いいたします。

〇〇委員

似たような質問ですが、私が思うに経営者が全くの農業経験素人なわけですが、残り2名の重要な役員さんが農業経験者であるならばこの形態でも認めてもらえるわけですか。

事務局

法人の要件にもありますように、法人の出資者であり役員さんが150日以上農業に従事することになっていきますので、計画書で250日従事となっており、田んぼの見回り1時間でも1日とカウントされますので要件としてはクリアしていると判断しております。

〇〇委員

農機具は所有されてあるのですか。

事務局

農機具につきましては農地の提供者である〇〇さんの農機具を使用されます。今月の案件にはでておりませんが、〇〇ファームさんは他にも農地を借入される方向で手続きをすすめられており、出資者の1人である〇〇さんが以前作られてあった農地の所有者さんへ声かけされて、〇〇ファームへの貸借契約へと相談してあると話は聞いております。

議 長

他に質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況

が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

議案第1号1と議案第1号2は関連ある議案ですので合わせて説明したいと思います。

議 長

議案第1号2農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局（弓）

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

議案第1号1農地法第3条と議案第1号2農地法第3条を合わせて同時審議したいと思います。担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

5月25日に事務局と担当委員2名で現地確認を行いました。相互間で話し合わせ、面積が違う分については、10万円の支払いをされることになっています。特段問題はないと思われています。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

農地の交換ということで無償となっていますが、計算すると1反当たり50万円位になると思います。こういう場合税法上は無償で通るものですか。50万と70万で売却したことになるのですか

〇〇委員

この交換は14ページの申請地の左側上部が狭く、作業するのにしづらいという事で申請人の片方の方より相談があり交換に至ったわけです。税法上は分かりませんが双方

合意のうえの交換です。

〇〇委員

交換するやり取りは関係ありません。こういう場合の消費税等いろいろありますが税法上はどうなるのか、税務署に無償で取り扱ってもらえば良いのですが、70万と60万で金額が発生したようになるものか、今後の為にお聞きします。

議 長

事務局、何かわかりますか。

事務局

すぐには回答できませんので、お調べして来月の総会でお答えしたいと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1，議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1，議案第1号2については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして議案第2号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

5月24日に〇〇委員、私、事務局で現地確認を行いました。申請地の両脇は元々畑でしたが、今は住宅が立っています。16ページをみていただくと住宅の左脇に水路がありますので雨水等はここに流し、住宅地の中央に道路が通っているため汚水はここに流せるようになります。以前から建っており現在電気も水道も切った状態です。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書の説明に入る前に議案書の訂正をお願いします。19ページ、20ページのタイトルで農地法第5条（知事）とありますが（町長）へ訂正をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

5月27日に現地確認を行いました。
申請地はもう高めて使用してあります。他に支障があるような場所ではないので、許可は妥当だと思います。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いしますが、この案件は〇〇委員が当事者となっています案件ですので、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定により、自己に関する議事のため審議に参加することができないため、〇〇委員の退室を求めます。

〇〇委員
退席

(退室後)

議 長

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

5月25日に中原地区担当委員4名と事務局2名計6名で現地確認を行いました。申請地については転用の話は4～5年前からよく聞いておりました。〇〇委員さんは、ハウス、米麦の拡大とされており、ハウスについては現状では公道に交代で車を止めており、地域の方々に通りにくい等申し訳ないと思われてあり以前より転用の事は考えて

おられたわけです。また、現状の東側の田んぼの排水を一部北側の方に流すようにU事項の計画もたてられております。周りについては、東側は耕作されてある田んぼ、北側は田んぼ3枚挟んで牧場で牛を飼ってあります、南側はハウスです。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び双方からの始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

5月27日に現地確認を行いました。
申請地は土地改良の換地の際に畑として張り付けられた土地です。譲受人の父親が現在の家を建てるさいに手続きをせずに譲り受けたものと考えられます。譲渡人も農作業するための道がないので耕作するのが難しいと譲渡したものと思われま。隣接農地への排水等の影響もないため問題はないと思われま。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第3号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

5月27日に私、〇〇委員、事務局で現地確認を行いました。
32ページをみて頂きますと、申請地の前の農地を、2～3月前に公社を通さずに〇〇さんが買われてありますが、30ページでの〇〇さん宅への進入道路が、〇〇さんもご存知でなかったのですが、農地であったためこれは変更する以外ないとなっています。メダカの飼育に関して、北部は宅地ですので問題はありますが、侵入口にメダカをおくのは農薬散布等の影響もありますし。一筆書くなどよく話し合われるよう申し添えました。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

進入道路を舗装済みとありますが、これは個人でされたのですか。町が畑を舗装できないと思うのですが。

事務局

個人所有の道路を町が舗装することはありえないと思いますので、個人でされたのか、周辺を舗装される際に一緒にとお願いされたものか経緯は分かりません。ここは先ほど説明されたように土地改良事業で張り付けられた土地ですので、土地改良は農水省の事業になり他の中原、北茂安も一緒ですが、換地する際は農地としての換地しかできず、形状はその当時公道が出来て家があり、そこへの通路があったけども農地での換地しか出来ないため畑になったものだと思います。

〇〇委員

土地改良によって公道でもない私有地でもない付けられた土地があります。その土地に関しては使用しても販売してもいけない税金を払うだけであり、私もそういう土地がありました。その土地の一角が工事に引っかけたのですが、使用、販売出来ないため私はその土地を返納しました。土地改良の張り付けた土地は個人だとか複数のひとつの名前で張り付いています。

事務局

土地改良区は中原、北茂安、三根とそれぞれありますが取扱が若干違います。中原、北茂安は土地改良区で現在道路等を持ってありますが、三根は持ってありません。換地のやり方が現在弊害となってきており〇〇委員さんが言われましたように、未相続で問題ある土地だけ固めたり現在は国も相続には敏感になっておりますが、当時は所有者のわからない農地を片隅に寄せたりしてありました。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。

事務局

補足ではなく、情報提供です。今日の転用目的はメダカの養殖施設ですが、今、メダカの飼育がブームになっていると聞き及んでいます。鯉とかと違い養殖池ではなく飼育

ケースのため、空きハウスとか農地にハウスを建てて飼育が出来ないだろうかと相談もあっておりますが、あくまで農地でのメダカの飼育は耕作ではありませんので委員さんに相談があった場合、転用が必要になると、下にコンクリートを引くわけでもありませんが、実際農地としての利用ではなくなるので農地法での転用にあたり助言指導をお願いいたします。

〇〇委員

担当地区内にハウスでメダカの飼育をされてある方がおられますが、私が再三注意しても片付けはせず、ハウス内に飲み食いの散らかしをして、隣の方が境の畦畔の草刈りもされておられます。迷惑なものです。

議 長

続きまして、議案第3号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸付人、借受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

5月25日に地区担当委員と事務局2名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおり雨水、排水は申請地の北側の水路を通り東側に水路に通じるト水口が地下にありますので、それを通して排水します。ただ問題が一つありまして35ページの申請地の右下に作業小屋がありましてここまで貯水工のパイプラインが繋がっていますが集団ですので最終的にカットして潰してもらうようになります。外には問題はないと思われま。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号5について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号5については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	17件	所有権移転	0件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

43ページ申請番号⑪は新規契約ですが令和4年6月から令和4年11月までの約半年契約になっておりますので、賃借料は14,500円となっておりますがこれも当然半分の金額になるのですか。

事務局

〇〇委員さんからのご質問の案件は、渡人の〇〇さんが、今まで耕作をお願いしてあった方がけがをされたということで、急遽〇〇さんに米だけお願いされたものです。小作料については表だけの賃借料で記載すると賃借料の統計に支障が生じますので反当たりの通年の小作料を記載したもので、表だけの小作料は双方で協議されると思います。

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号1非農地証明願いについて事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号1非農地証明願いについて、申請人の住所、氏名、所在地、利用状況、非農地願いに至った経緯、関係者からの確認事項等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図により内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

5月27日に〇〇会長と事務局2名とで現地確認を行いました。
どう説明したものか悩みました。建物自体は確かに建っておりました。私もはっきりと記憶しておりますが、2年程前に解かれ現在は更地になったそうです。が、農地であったことは間違いありません。
よろしくご審議をお願いします。

事務局

補足説明

議 長

私の地元でありまして、確かに平成20年頃に事務所が設立されました。〇〇という看板が出ており業務内容は浄化槽の設置でした。10年位はされておられましたがあとは閉まったままでした。2～3年前に撤去され更地になり現在も更地のままの状況です。隣接する〇〇食堂が自分の駐車場が狭いので購入されようとしたけども、地権者の方が売らないということでそのまま放置でしたが、今回不動産会社が中にはいられ調査されたら田のままだったということでの申請です。たしかに事務所が建っており私達は宅地だと思っていました。許可はされていたけどその後の手続きがなされていなかったために農地のままだったという事です。この地域にはたくさんの事務所が立っていますが、まだ農地のままの所に事務所が建っているそえ物件が見受けられますので、〇〇委員さん外にご協力して頂き早期に解決して行かなければと思います。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は。挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

こういう場合、許可がおりてるのに登記せず地目が田のままの方が、法務局に登記手続きしたらすぐに登記出来るものですか。

事務局

現行登記の標記は土地の所有者がするべきものとなっておりますが、今回の流れとしましては非農地判断をして頂きその証明をもって手続きをしてもらいます。先ほど会長から言われましたように、大型ショッピング店が結構貸借権によって設定してあるということで課税地目は宅地等ですが登記は農地のままが結構みられます。もし店をやめられたときには今回と同様なケースがでてくるかと我々も危惧しております。せっかく許可をうけられてあるのにまた手続きを踏まなければいけなくなるので、登記上の問題ですが現況から変わっているのならば地目変更をして頂くよう皆様からもお気づきがあればよろしくお願ひいたします

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第5号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第5号1は提案どおり承認する事に決定いたしました。続きまして、その他を事務局よりお願ひします。

その他

1. 6月の農業委員会事務局との打ち合わせについて
2. 令和4年度農地利用最適化推進委員等区別研修会（案）について
3. 活動記録簿の記載について

議 長

7月の総会は、7月 6日（水）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、7月 6日（水）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、6月21日以降に農地利用の最適化に向けた打ち合わせと併せ、該当する担当委員の方には連絡したいと思ひます。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで6月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 鷲崎 和志

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番